

公益社団法人日本地球惑星科学連合国際貢献賞規則

2023年9月29日理事会制定

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下、「連合」という。）が、国際的な活動を通じて連合を含む日本地球惑星科学分野の発展に多大な貢献をはかった者（団体含む）に対し、国際貢献賞として表彰することを目的として、必要な事項を定めるものである。

なお、本事業は「連合」法人会計からの支出でまかなわれる事業として行うものである。

(国際貢献賞候補者の要件)

第2条 国際貢献賞候補者は、次の事項に該当するものとする。

(1) 連合を含む日本地球惑星科学コミュニティと他の国または国際組織との間の協力関係の発展に対する個人またはグループによる大きな貢献。ただし、地球惑星科学の学術に直接関係した貢献を対象とする。

(2) 評価対象となる活動は学術研究ではなく、大会のセッション企画を含む学会の運営や広報活動とする。受賞候補者の職業は限定せず、研究者・学会の事務局など幅広く対象とする。

(国際貢献賞候補者の除外)

第3条 前条に関わらず、次の各号の者は国際貢献賞候補者にはなれない。

- (1) 役員、及びセクションプレジデント
- (2) 国際貢献賞審査委員会委員

(推薦)

第4条 選考対象は、推薦による候補者とし、推薦者1名が次の各号の内容が記載された書面（任意書式）をもって連合会長に推薦するものとする。

(1) 候補者の氏名（和文および英文表記）、連絡先（所属機関・役職（引退後は、これに代わる肩書き）、住所、電話番号、メールアドレス）

(2) 候補者の履歴（専門分野、大学・研究機関・学協会等における貢献、他）

(3) 推薦理由書（A4で2ページ以内、日本語又は英語）

(4) 推薦者の氏名、連絡先（所属機関、住所、電話番号、メールアドレスなど）

(5) 候補者が JpGU の倫理規則を遵守していることを示す確認書（候補者本人、推薦者）

（備考：確認書提出者の氏名は後日公表されます）

(選考)

第5条 理事会は、国際貢献賞審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、推薦された候補者の中から国際貢献賞の受賞者を選考する。

2. 審査委員会に関する規則は別に定める。

3. 受賞者は、選考毎に最大で1件程度とする。

(授与)

第6条 理事会は、審査委員会からの選考結果を受け、国際貢献賞受賞者を認定する。

2. 会長は国際貢献賞表彰式において表彰状を授与する。

(推薦・選考の実施時期)

第7条 国際貢献賞の推薦及び選考の時期は理事会が定める日程をもって行う。

(規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

(1) この規則は、2023年9月29日から施行する

(2) 2023年11月28日理事会改訂